

令和2年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担金に関する事務の執行について」

令和3年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）			措置の内容	対応区分	担当部署	備考
		区分	項目	内容				
1	67	結果 1	大分たばこ販売対策協議会補助金	事務事業評価の実施について	大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）は、市が補助金を交付する内容の事業については一件で評価することとされているが、他の事業とまとめて評価されており、一件で評価されていない。 補助金であるため、一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。	措置済	税制課	
2	109	結果 2	老人福祉電話使用料補助金	申請書類記載の代行について	交付申請書に記載の日付、金額はほとんど大分市担当職員が記載しており、申請者本人が記載していない。これは、多くの高齢者が申請書に補助金額を計算し、記載することが負担となるなどの理由から、担当者が記載している。補助対象者に代わって書類記載をすることには運用上の問題がある。 今後は、補助金申請書類提出時に窓口にて、申請書類記載事項に誤りがないかの確認と、補助金額の記載を本人にってもらうか、または申請者が記載することが困難な場合は本人承諾の下、代筆することが望ましい。	措置済	長寿福祉課	
3	109	結果 3	老人福祉電話使用料補助金	補助申請の実態把握の不足について	生活保護受給者以外の補助対象者については訪問等は行っておらず、持参若しくは郵送であり、申請者の実態確認に運営上の問題がある。 今後は、一人暮らしであることや安否確認の必要性について、生活福祉課や地域包括支援センター等へ実態を確認していくことなどが望ましい。	措置済	長寿福祉課	
4	114	結果 4	電信電話料補助金	申請書類記載の代行について	交付申請書に記載の日付、金額はほとんど大分市担当職員が記載しており、申請者本人が記載していない。これは、多くの高齢者が申請書に補助金額を計算し、記載することが負担となるなどの理由から、担当者が記載している。補助対象者に代わって書類記載をすることには運用上の問題がある。 今後は、補助金申請書類提出時に窓口にて、申請書類記載事項に誤りがないかの確認と、補助金額の記載を本人にってもらうか、または申請者が記載することが困難な場合は本人承諾の下、代筆することが望ましい。	措置済	長寿福祉課	
5	140	結果 5	別府湾をきれいにする会負担金	事務事業評価の実施について	大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）について、なるべく詳細が分かる単位（1つの小事業の中に複数の事業が存在しているもの等は分割して評価）で設定することとされている。 対価性や超過負担の問題等に対処する必要があることから、負担金は一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。	措置済	ごみ減量推進課	
6	146	結果 6	生活保護世帯し尿処理手数料補助金	事務事業評価の実施について	大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）は、市が補助金を交付する内容の事業については一件で評価することとされているが、他の事業とまとめて評価されており、一件で評価されていない。 補助金であるため、一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。	措置済	清掃業務課	

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）			措置の内容	対応区分	担当部署	備考	
		区分	項目	内容					
7	213	結果 7	大分市企業立地促進助成金	増設に係る助成について	<p>増設とは、市内に事業所を有する企業が、事業規模を拡大する目的で、当該事業所の全部を廃止することなく、当該事業所を拡張し、当該事業所の設備を更新し、又は新たに市内において事業所を設置することをいう。（施行規則第2条（2））</p> <p>上記の定義からは、助成対象となる設備投資を行うことによって助成企業の事業規模が拡大することが必要である。</p> <p>しかしながら、助成した企業の中には、提出を受けた事業計画書（生産計画の概要、原材料の取得計画の概要）をみると、事業規模が拡大しないばかりか、縮小する計画となっている企業がみられた。</p> <p>この本助成金を交付した企業については、外注を内製化したものを事業規模の拡大と捉え交付したものである。</p> <p>これは、企業へヒアリングした結果、事業規模の拡大と捉えられるか否かを判断する際、企業から『外注していた時点よりも内製化したことでコストを抑えることができ、さらなる生産拡大が望めることから、設備投資を行う』との説明があったことから当該企業を指定企業とし、助成金を交付決定したとのことである。</p> <p>しかしながら、申請前の生産計画を決算書や事業計画書で把握せずに判断したことは望ましくない。</p> <p>今後は事業規模の拡大について、決算書や事業計画書で確認し、判断すべきである。</p>	大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直し、事業の拡大について事業計画書、決算書の提出を求めて判断することとした。	措置済	創業経営支援課	
8	214	結果 8	大分市企業立地促進助成金	新規雇用者の資格取得日	<p>新規雇用者について、いつ時点からの雇用者を新規雇用者とするかについて、創業経営支援課では、助成対象者から問い合わせ等を受けた日を基準日とする運用を行っている。</p> <p>しかしながら、助成対象となった新規雇用者の中に基準日以前に雇用されたものが含まれていた。</p> <p>これについて、創業経営支援課では、基準日を問い合わせのあった平成30年7月23日ではなく、事業の着手日（平成30年2月5日）へ変更したためとしているが、基準日を変更させる運用は適切ではない。</p> <p>基準日については、変更ができないように基準を明確にして運用すべきである。</p>	大分市企業立地助成金事務マニュアルの見直しにより、事業開始日の基準について、「工場等の新設の計画の報告書を作成した日」、「立地表明式等を開催した日」、「株主総会等、会社としての意思決定をした日」、「その他会社としての意思決定を対外的に証明できる日」を規定し、基準日を明確にすることとした。	措置済	創業経営支援課	

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）			措置の内容	対応区分	担当部署	備考
		区分	項目	内容				
9	214	結果 9	大分市企業立地促進助成金	設備投資の内容について	<p>助成対象となる設備投資は、事業所の新設に必要な土地、家屋及び償却資産（施行規則第2条(4)）となっている。</p> <p>償却資産とは、地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、直接事業のように供する償却資産であつて、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる資産である（施行規則第2条(4)）。</p> <p>よって、助成対象となる設備投資（土地を除く）とは、助成対象企業の償却資産台帳へ記載されたものである。</p> <p>しかしながら、助成金確定に係る審査において償却資産台帳への記載の有無を確認しておらず審査手続きとしては、十分とは言えない。</p> <p>今回の監査において、助成対象となった設備投資のうち、解体工事費や交換用部品への支出、その他少額資産、無形固定資産になる可能性がある支出についても設備投資と認めて助成金を支出している事例が見られた。</p> <p>一般的な企業会計の実務からは、解体工事費や少額資産は、償却資産ではなく支出時の費用として会計処理することが通常であり、償却資産として台帳に記載し、減価償却を行うことはない。</p> <p>また、交換用部品等、修繕に係る支出と思われる項目も、内容によっては資産計上されることもあるが、修繕費として費用処理されることもある。</p> <p>助成対象となる償却資産とするには、対象企業の償却資産台帳への記載が必要である。</p> <p>現状では、設備投資の判定に際しては、助成対象者から提出された請求書等の明細を確認しながら検証を行っている。しかしながら、請求書の明細のみでは、助成対象者がどのような会計処理を行ったのかは判断することができない。</p> <p>また、1つ1つの明細を詳細に検討する作業は、極めて非効率であり業務の手間がかかりすぎると思われる。</p> <p>そのため、今後は、補助事業者から償却資産台帳の提出を受け、請求書との照合を行うことが望ましい。</p>	措置済	創業経営支援課	
10	215	結果 10	大分市企業立地促進助成金	変更届について	<p>大分市企業立地促進条例第6条第1項には、第4条の規定による申請をした企業及び前条の規定により指定を受けた企業（指定企業）は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならないとされている。</p> <p>また、大分市企業立地促進条例施行規則第10条には、条例第6条第1項による変更の届出は、申請事項変更届出書（様式第4号）によるものとする。とされている。</p> <p>しかしながら、指定申請書の記載内容（新規従業員数、設備の取得（賃貸）の予定時期、設備投資の内容・金額、事業運営費用の金額、着工予定日、事業開始予定日等）に変更があるにもかかわらず、変更届け出が出されていない事例が散見された。</p> <p>そもそも、指定申請書に空欄が目立ち必要事項が記載されていない事例も多い。</p>	措置済	創業経営支援課	

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）			措置の内容	対応区分	担当部署	備考
		区分	項目	内容				
11	215	結果	11 大分市企業立地促進助成金	事業実施体制について	現状、企業立地関連の助成事業（企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転支援助成金）の実施体制は、担当者2名により企業への誘致活動及び助成金の審査・支払業務まで行われており、事業規模から人員が著しく不足している。本事業は、予算規模が極めて大きく、専門性も高く、業務量が膨大である。事業規模に見合った実施体制を早急に整えるべきである。もしくは、実施体制に見合った規模まで予算を縮小することも検討することが望まれる。	措置済	創業経営支援課	
12	215	結果	12 大分市企業立地促進助成金	事務事業評価の実施について	個別評価は、企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転促進助成金がまとめて一括で評価されている。大分市行政評価・実施計画に関する方針によると、事務事業単位（個表の分け方）は、市が助成金を交付する内容の事業については一件で評価することとされているが、他の事業とまとめて評価されており、一件で評価されていない。助成金であるため、一件で評価すべきであり、事務事業評価について個別評価が実質的に行われていない。	措置済	創業経営支援課	
13	232	結果	13 大分市情報通信関連産業支援助成金	助成対象となる対象業種について	助成対象となる設備投資は、直接事業の用に供するものに限られており、対象業種については情報通信関連産業等と規定されている。指定企業が運営するシェアオフィス・コワーキングスペース・イベントスペースや立体駐車場について助成金が交付されているため妥当性について精査すべきである。	措置済	創業経営支援課	
14	232	結果	14 大分市情報通信関連産業支援助成金	指定通知書について	市長は、助成金等の交付を決定した時は、その決定の内容及びこれに条件を付した時は、その条件を補助金等交付決定通知書により申請者に通知する（大分市補助金交付規則第5条）とされている。市長は、指定を行うに当たり、次の条件を付すものとする。 （1）助成金の算定に係る新規雇用従業員の数は、助成金の額の確定の日から5年間これを下回らないこと （2）事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に事業休止（廃止）届（様式第3号）を提出すること （3）市税を滞納しないこと （4）その他市長が必要と認める条件を順守することとある（第9条第2項）。 しかしながら、条件が未記載のまま指定通知書を交付している事例が一部で認められている。	措置済	創業経営支援課	
15	233	結果	15 大分市情報通信関連産業支援助成金	助成対象となる設備投資について	助成の対象となる設備投資は、土地、家屋、機械装置、工具器具備品（施行規則別表第2）であるが、情報通信産業進助成金の対象とならない構築物や施設利用権等に対して、助成金が交付されているため妥当性を精査すべきである。	措置済	創業経営支援課	

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）			措置の内容	対応区分	担当部署	備考	
		区分	項目	内容					
16	233	結果 16	大分市情報 通信関連産 業支援助成 金	事業運営助 成金につい て	事業運営助成金は、事業を開始した日の属する月から起算して36月の間（オフィスの賃借料は12月の間）、交付する（規則第5条）こととなっている。複数の企業で助成期限を超過して助成金が交付されている事例がみられた。 これについて、創業経営支援課では、事業開始日に変更があったにも関わらず変更届が提出されていないためであり、実際は、期限超過ではないとの判断を行っている。 ここで、指定企業は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならぬ（企業立地促進条例第6条第1項）とされている。 事業運営費助成金は、事業の属する月から起算して交付することから、事業開始日に変更があった際、速やかに変更申請を行う必要があり、事務の手続き上適当とは言えない。	大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直すとともにチェック体制の強化を図り、提出された指定申請書に変更があった場合は、変更届の提出を徹底することとした。	措置済	創業経営支 援課	
17	233	結果 17	大分市情報 通信関連産 業支援助成 金	設備助成金 について	設備助成金は、事業開始する日前3年以内の取得に限る（規則第2条（4））こととされている。複数の企業で助成期限を超過して助成金が交付されている事例がみられた。 これについて、創業経営支援課では、事業開始日に変更があったにも関わらず変更届が提出されていないためであり、実際は、期限超過ではないとの判断を行っている。 指定企業は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならぬ（企業立地促進条例第6条第1項）とされている。 事業開始日に変更があった際、速やかに変更申請を行う必要があり、事務の手続き上、適当といえない。	大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直し、提出された指定申請書に変更があった場合は、変更届の提出を徹底することとした。	措置済	創業経営支 援課	
18	234	結果 18	大分市情報 通信関連産 業支援助成 金	雇用促進支 援助成金に ついて	雇用促進支援助成金の支給対象は、事業所の新設等に伴う事業を開始した日の属する年度から起算して3年度の間交付する（規則第5条第4項）こととされている。 例えば、事業開始日は、平成29年10月の場合、対象事業年度は、平成29年度（平成30年3月末）、平成30年度（平成31年3月末）、平成31年度（平成32年3月末）となり、完了報告書は当該年度の翌4月末までに提出しなければならない（規則第12条第2項）。 しかしながら、創業経営支援課では、当該年度をまたいで行われた事業について第1回目の完了報告書は、事業開始年度の翌年度末までを報告書の対象期間とする運用を行っている。 結果として、規程に従った場合、完了報告の提出期限を超過していることになり、本来あるべき助成金が正しく交付されているか再度検証が必要となると考えられる。 規則の運用と実務の運用で齟齬が生じないようにするべきである。	助成対象期間を明確にするため、規則改正により、「雇用促進支援に係る情報通信関連産業支援助成金は、事業所の新設等に伴う事業を開始した日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までの間、交付する。」と規定し、適切に助成金の交付を行うこととした。	措置済	創業経営支 援課	

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）			措置の内容	対応区分	担当部署	備考
		区分	項目	内容				
19	234	結果	19	大分市情報 通信関連産 業支援助成 金 新規雇用者 について	平成31年3月末(平成30年度末日)までの新規雇用者に対して雇用支援助成金を支給すべきであるが、平成31年4月以降に採用した新規雇用者に対しても助成金が支給されている。	措置済	創業経営支 援課	
20	234	結果	20	大分市情報 通信関連産 業支援助成 金 年度末時点 で退職した 新規従業員 について	事業完了報告書における事業完了日は、事業開始年度の3月31日とされているが、完了日において、書類上ではすでに退職している従業員についても新規雇用として助成金が支出されている事例が複数見られた。これについては、完了報告時点では、雇用延長したことを口頭により確認しているが、その事実を裏付ける資料を入手していない。雇用促進助成金に交付に係る重要事項であるため、根拠資料を入手すべきである。	措置済	創業経営支 援課	
21	248	結果	21	大分市本社 機能移転促 進助成金 指定申請に 係る審査に ついて	交付申請に際しては、交付申請書と事業計画書(指定申請書、建設計画の概要、資金計画の概要、生産計画の概要、原材料の取得計画の概要、工場用地見取り図及び工場配置図、その他参考となる資料等)、が添付されることになっている。概ね問題なく添付されているが、一部で必要事項に記載がない事例が散見された。また、本社機能移転助成金については、申請企業がどのような業務内容でどの部門に該当するかなど、客観的に判断できる事業計画書や社員名簿、組織図などを提供してもらい、十分な審査を心掛ける必要がある。	措置済	創業経営支 援課	
22	248	結果	22	大分市本社 機能移転促 進助成金 助成対象と なる設備投 資について	助成の対象となる設備投資は、土地、家屋、機械装置、工具器具備品(別表第2)であるが、本社機能移転促進助成金の対象とならない構築物に対して、助成金が交付されていることから、妥当性について精査すべきである。	措置済	創業経営支 援課	
23	248	結果	23	大分市本社 機能移転促 進助成金 新規雇用者 について	雇用促進助成金において、新規の正規雇用者として助成金を支給しているものの中に、2名の非正規雇用者が含まれており、助成金を交付することは適切ではない。これについては、完了報告時点では、非正規雇用から正規雇用へ転換されているとのことであるが、その事実を裏付ける資料を入手していない。雇用促進助成金は、新規の正規雇用者及び非正規雇用者で助成金額に差を設けていることから、雇用労働契約書の提出を求め確認すべきである。また、完了報告書の提出後の正規雇用転換という例外的な取り扱いに際しても単なる聞き取りのみで指定企業から何らの証拠も入手していないのは運用上不適切である。	措置済	創業経営支 援課	

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）			措置の内容	対応区分	担当部署	備考	
		区分	項目	内容					
24	249	結果	24 大分市本社 機能移転促 進助成金	企業集団に ついて	<p>雇用促進助成金において、新規の正規雇用者として助成金を支給している者の中に、2名の指定企業以外で雇用された者が含まれていた。これについては、助成の対象となった2名は、指定企業のグループ会社であるため問題は無いとの回答であった。しかしながら、ホームページで指定企業のグループ会社であることのみを確認しただけで助成金を交付しており、適切ではない。企業集団については、株主名簿や株主リストなどの書類の提出を求めるべきであり、ホームページのみで指定企業のグループ会社であることを判断すべきではない。グループ会社に係る取り扱いは、第7条(企業集団)において規定があり、要件を満たせば企業集団を1つの企業とみなすことが出来ることになっている。ただし、要件として</p> <p>① 他の法人の5割以上を出資 ② 企業集団が一体として 事業所の新設等を行っている事とされており、グループ会社であれば無条件で助成対象となる訳ではない。</p>	大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直し、グループ会社として申請がある場合、指定申請の段階で、連名での申請、事業計画、株主名簿や株主リストなど企業集団としての判断のために必要な書類の提出を求め、ヒアリングにより内容の確認を行い精査することとした。	措置済	創業経営支 援課	
25	249	結果	25 大分市本社 機能移転促 進助成金	変更届につ いて	<p>指定企業は、当該申請の内容に変更があった時は、その旨を市長に届け出なければならない(企業立地促進条例第6条第1項)とされている。申請時には、事業運営費助成金はゼロとして申請を行っていたが、完了の段階になり事務所の賃借料等についても助成金申請を行っており、市としても助成金を支給している。事業者として指定した当初計画に無かった運営経費に対して助成金の支給を行うことは適切ではない。賃料等の運営費の助成を行うのであれば、変更に係る届出を提出し、しかるべき審査を行ってから助成金を交付すべきである。</p>	記載事項や提出書類に不備がないよう、申請書類の記入例、提出書類チェックリストを見直し、適切な助成金の交付を行うこととした。	措置済	創業経営支 援課	

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				内容
1	54	意見 1	SPORTS of HEART in OITA 開催補助金	一部の請求書、領収書において交際費および接待費に該当する経費に対して、補助対象外経費である旨の明示をしていないものが見受けられた。当該経費については、補助対象経費として計上はされていないものの、補助対象経費である旨であることを明示していない場合、誤って補助対象経費として計上されてしまうおそれがある。今後は、適切に処理されたい。	当該補助金の審査に当たり、補助対象外経費については、その旨を確実に明示することとした。	スポーツ振興課	
2	62	意見 2	おおいたホームタウン推進 協議会運営費補助金	補助金要領では、補助交付対象経費として以下の5項目をあげている。 地域交流事業費 広報費 パートナーチーム支援事業費 事務局費 その他市長が必要と認める経費 それぞれの定義については、同補助金要領では明確に規定されていないため、同補助金要領上において確実に定義を規定し、補助交付対象とする範囲を明確にしておくことが望ましい。	補助金交付対象経費の定義を明確にするため、おおいたホームタウン推進協議会運営費補助金交付要領を改正した。	スポーツ振興課	
3	68	意見 3	大分たばこ販売対策協議会 補助金	市の財務部税制課長と由布市の税務課長が監事に就任しており、監査が行われていると思われることから、補助金の用途について、透明性に問題は認められない。 一方で、補助対象者が限定されている点について、大分市のたばこ税収に寄与し、社会貢献活動を行う団体であるとはいえ、公平性については問題がないとはいえない。	本補助金は、市税収入の安定的な確保を主目的とし、たばこの販売促進と併せて環境美化や未成年者喫煙防止等の一連の活動に係る経費に対する補助を行うものであり、今後、同様の活動をする団体があれば、対象に加えることについて検討することとした。	税制課	
4	68	意見 4	大分たばこ販売対策協議会 補助金	大分たばこ販売対策協議会の収支予算書によると、 大分市：930千円 由布市：200千円 の負担となっている。 補助金の根拠となる「大分たばこ販売対策協議会及び臼杵たばこ販売促進協議会に対する補助金の交付に係る基準」には、補助金の金額の算定に対する取り決めがなされていない。	補助金の根拠となる「大分たばこ販売対策協議会及び臼杵たばこ販売促進協議会に対する補助金の交付に係る基準」について、補助金の上限額に係る規定を加えることとした。	税制課	
5	68	意見 5	大分たばこ販売対策協議会 補助金	たばこの販売促進事業として、各販売店にライターを配布しているが、費用対効果の検証が行われておらず、効率的かつ有効に使用されているか判断ができない。 また、補助対象事業者が限定されているため、環境美化、未成年者の喫煙防止事業については、他の専門性の高い団体と比較すると効率的かつ有効に使用されているかという点については甚だ疑問である。	ライターの配布については、販売促進効果の測定が難しいことから、令和3年度から環境に配慮した携帯灰皿等の配布に変更し、その効果については、令和4年度の事務事業評価より個別評価を行うこととした。 また、本補助金は、市税収入の安定的な確保を主目的とし、たばこの販売促進と併せて環境美化や未成年者喫煙防止等の一連の活動に係る経費に対する補助を行うものであり、今後、同様の活動をする団体があれば、対象に加えることについて検討することとした。	税制課	

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				
6	68	意見 6	大分たばこ販売対策協議会補助金	市税収に寄与し、社会貢献活動を行う大分たばこ販売対策協議会に対する補助金の交付については、一定の公益性は認められる。 しかし、補助対象事業のうち、たばこの販売促進事業については、たばこの販売促進による大分市の税収の確保という面もあるものの、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し令和2年4月1日より全面施行され、喫煙に対する社会環境が厳しさをより一層増していることから、同協議会による活動の成果を検証する中で、当該事業に対する補助金のあり方について検討することが望ましい。 また、補助対象事業のうち、環境美化、未成年者の喫煙防止事業については、補助対象事業者でなくても実施可能な事業であり、むしろ、より専門性を発揮できる事業者が存在するはずである。 そのため、上記の2事業については、補助対象者を限定せずに、広く公募を行うことを検討することが望ましい。	令和3年度の事務事業評価より個別評価を行い、同協議会による活動の効率性、有効性を検証する中で、今後の補助金のあり方について検討していくこととした。 また、本補助金は、市税収入の安定的な確保を主目的とし、たばこの販売促進と併せて環境美化や未成年者喫煙防止等の一連の活動に係る経費に対する補助を行うものであり、今後、同様の活動をする団体があれば、対象に加えることについて検討することとした。	税制課	
7	93	意見 7	大分市暴力絶滅協議会運営補助金	補助金のうち、暴力絶滅協議会が主催する「暴力絶滅おおい市民大会」の運営費用に一部充てられているが、「暴力絶滅おおい市民大会」の会場等設営業務をイベント業者へ発注している。 同協議会は、これまで当該業務を同一業者に対して発注している状況が見受けられた。このような状況は、随意契約理由が存在する場合、適正であるといえる。 随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を決定することが望ましい。	大分市暴力絶滅協議会に対して、「暴力絶滅おおい市民大会」の会場等設営業務の業者を選定する際は、複数の業者から見積書を徴収のうえ、業者を決定するよう指導した。	生活安全・男女共同参画課	
8	98	意見 8	大分市遺族会連合会運営補助金	支出予算書の中に事務運営積立金という予算が計上されており、年度予算を越えた支出(積立て)を計画している。大分市の補助金が積立金として支出されているかのような誤解を招く可能性があるため、積立金を補助対象外経費として明確にするとともに、積立金を既存の口座とは別の専用口座で管理するよう依頼することが望ましい。	大分市遺族会連合会運営補助金等交付要領を改正し、積立金については補助対象外経費であることを明確に規定した。また、積立金を大分市の補助金とは別の口座で管理するよう大分市遺族会に依頼した結果、遺族会においては令和3年度より別の専用口座を作成し、補助金と積立金を別々に管理することとなった。	福祉保健課	
9	98	意見 9	大分市遺族会連合会運営補助金	支出予算額の予備費金額が全額残っており、なおかつ、支出予算額自体が収入見込み額に合わせて作成されているとみられる。作成された予算とその執行の確認を徹底し、より精度の高い補助金支出を心掛けることが望ましい。	大分市遺族会では、会員の高齢化等により今後会費収入が減ることも見込まれていることから、より一層収支を精査し、予算編成を行うよう、遺族会に求めるとともに、遺族会の財務状況や会員数に応じて補助金額の変更等を行うこととした。	福祉保健課	
10	98	意見 10	大分市遺族会連合会運営補助金	長年にわたり補助金額の変更がなく、予備費全額が残っている。金額の適切性などに疑念が残る。今後、遺族会会員の高齢化が進んでいることから、会費、経費とも減少傾向にあり、補助金額の変更が必要となる可能性がある。			
11	104	意見 11	大分市民生委員児童委員活動費等交付金	経費の支払い実績の報告の際に、請求書・領収書等の閲覧を行っているものの、金額的重要性から、さらに十分なチェックを行うため、支払い実績の確認が必要と考えられる。	令和3年度から大分市民生委員児童委員協議会に対して四半期ごとの支給額明細書の提出を求め、明細書通りに適切に支出されているか通帳を確認することとした。	福祉保健課	

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				
12	109	意見	12 老人福祉電話使用料補助金	受給条件である安否の確認を必要とする根拠は自己申告であり、客観性に欠けると判断している。 また、生活保護受給者については居住状況を確認しているが、それ以外の申請者については居住状況が変わっていないかなどの現地確認や生活の実態の把握を行う必要がある。	安否確認の必要性について、ひとり暮らし高齢者であること、電話を保有していないことに加え、健康状態や家族の状況についても確認を行うこととした。 生活保護受給者以外の補助対象者については、居住状況を地域包括支援センターや民生委員などに実態の確認を行うこととした。	長寿福祉課	
13	109	意見	13 老人福祉電話使用料補助金	補助対象者は数十人規模であり、入れ替わりもある事から問題はないと思われるが、補助対象は毎年同じ人であることが多く、一人暮らしであることや安否確認の必要性について、生活福祉課や地域包括支援センター等へ実態を確認していくことなどが望ましい。	申請者の生活実態について、生活福祉課等の関係機関へ確認を行うこととした。	長寿福祉課	
14	109	意見	14 老人福祉電話使用料補助金	一人暮らし高齢者を対象とした制度であり、公益性は高いと思われるが、内容・金額等は長年変更が見られず、電話加入権などの初期負担を設けない電話サービスの普及に伴い事業の見直しが必要と思われる。	電話加入権を必要としない電話サービスを利用者が契約する方法を検討するなど、必要に応じて事業の見直しを行うこととした。	長寿福祉課	
15	109	意見	15 老人福祉電話使用料補助金	募集に関する周知・広報活動はホームページなどで行われているが十分ではない。生活保護受給者以外に、必要だが制度を知らないため活用できていない市民が存在している可能性がある。	市ホームページの他、介護保険パンフレットに記載し周知を図った。	長寿福祉課	
16	115	意見	16 電信電話料補助金	補助対象者は数十人規模であり、入れ替わりもある事から問題はないと思われるが、補助対象は毎年同じ人であることが多く、一人暮らしであることや安否確認の必要性について、生活福祉課や地域包括支援センター等へ実態を確認していくことなどが望ましい。	申請者の生活実態について、生活福祉課等の関係機関へ確認を行うこととした。	長寿福祉課	
17	115	意見	17 電信電話料補助金	65歳以上の被保護者を対象とした制度であり、公益性は高いと思われるが、厚生労働省の資料では生活扶助基準額の算定方法の項目に通信費が含まれていることを鑑みると、生活保護費に通信費が含まれている可能性が考えられることから、事業の廃止も含め検討することが望ましい。	他の中核市では生活保護受給者向けの同様の制度は実施されていないことや、生活扶助基準額算定に係る厚生労働省資料の記載において通信費が生活保護費に含まれていることから、事業の廃止に向けて検討することとした。	長寿福祉課	
18	124	意見	18 大分市民健康ネットワーク協議会運営事業交付金	請求書、領収書などの証票書類の確認、役員会への出席を行っているものの、当初予算との乖離が生じてしまっており、当初予算と実際の執行の乖離の理由の詳細な確認が必要である。 協議会から外部への委託費の割合が多いため、資金使途の流用も含めて、事業計画書の詳細な確認が必要と判断する。	令和2年度における交付金の精算において、予算を超えて執行しているものについて十分に審査を行い、交付金として必要と認められないものについては、指導の上、一部返還を受けた。また、令和3年度における交付金の申請にあたっては、事業計画に関する聞き取りに加え、必要に応じて見積書を徴取するなど、予算額の積算根拠を十分に確認することとした。	健康課	

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				
19	134	意見 19	燃料電池自動車導入推進事業補助金	環境に対する意識が高まる中、公益性は問題ないと思われるが、利用実績が過去3年で1件のみとなっている。燃料電池自動車の普及の状況、国の水素戦略の動向等を注視しながら補助金の見直しを検討することが望ましい。	令和2年度は5件の補助申請に対して補助金を交付したところであり、今後も補助金の活用が図られるよう広報に努める中で、燃料電池自動車の普及の状況、国の水素戦略の動向等を注視しながら補助金の見直しを検討していくこととした。	環境対策課	
20	134	意見 20	燃料電池自動車導入推進事業補助金	周知方法については、主に燃料電池車を取り扱っているディーラーに対して行っている。一般利用者についてはHP等でも広報している。実際に車両を販売しているディーラーに対して周知を行っていることから効率的である。利用実績が少ないのは、単純に燃料電池車の販売自体がほとんどないためである。補助金の制度設計に問題がある訳ではない。担当者へのヒアリングによると、販売台数が少ないのは、車両価格自体が高いうえ、県内に水素ステーションが1か所しかないからである。他市町村や市の他の補助金とのバランスに基づいて補助金額が決められているという点は考慮する。しかしながら、大分市の燃料電池自動車の普及や利用環境の整備の状況、国の水素戦略の動向等を注視しながら補助金の見直しを検討することが望ましい。			
21	135	意見 21	燃料電池自動車導入推進事業補助金	直接的な評価指標の設定が可能であるにもかかわらず、評価指標の設定が行われていない。適切な評価指標を設定すべきである。	令和3年度の事務事業評価より、評価指標として購入補助件数を設定し、適切に評価を行うこととした。	環境対策課	
22	135	意見 22	燃料電池自動車導入推進事業補助金	評価指標が設定されていないため、成果の検討を適切に行うことは困難である。また、補助金の事業終期年度が設定されていない。国の水素・燃料電池に係る戦略は適宜見直されているが、燃料電池自動車は、次世代自動車の中で最も後発の技術であり、世界的に見ても普及の初期段階といえるため、将来的な普及の見込みがどうなるか明確でない。そのため、事業終期年度が未設定という状況は適切ではない。大分市における燃料電池自動車の普及状況等を見ながら、事業終了年度に改めて、その必要性を検討し、事業年度を延長する等の対応が望ましい。	令和3年度の事務事業評価より、個表に事業終期年度を設定し、終了年度に改めて、事業の必要性を検討することとした。	環境対策課	
23	141	意見 23	別府湾をきれいにする会負担金	負担金であるため、事前に協議の上に金額は決められており、合理的か否かを判断する根拠は存在しない。団体の予算案から会員の会費等の収入を除いた必要額を算定し、県及び関係市町村の負担金が決定される。関係自治体負担金＝損益ベースの支出額－(会費＋雑収入) 県と関係自治体の負担金の算定については、根拠があり、関係者で協議が行われている。 大分県：60% 関係市町村：40%(均等割り：20%、人口割：80%) これらの取り決めについても、協定書は存在せず、長年の慣例に従っている。 協定書を作成し、負担の根拠を明確にすることが望まれる。	負担金の根拠を明確にするため、協定書又は定款に記載する内容等について、事務局、県及び関係自治体と協議を行うこととした。	ごみ減量推進課	

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				
24	141	意見 24	別府湾をきれいにする会負担金	負担金の金額や割合等については、判断基準がないため検証を行うことができないが、負担金であるため、対価性が求められている。また、超過負担になっていないかという懸念もあるため、引き続き負担金の支出の妥当性について注視することが望ましい。	令和3年度の事務事業評価から、負担金に対する事業の支出の妥当性について、適切に個別評価を行うこととした。	ごみ減量推進課	
25	141	意見 25	別府湾をきれいにする会負担金	団体の目的は、別府湾等の漂流物、汚物等の除去及び投棄の防止並びに公害調査等の事業を行い、湾内水域の美観の保持と公衆衛生の向上並びに漁場環境の保全に資するとともに船舶航行の安全に寄与することを目的に運営されており、事業を継続すべきであると考え。ただし、負担金の金額については、31年度予算案によると事業活動収入21,793千円のうち、県、大分市、他の市町村の負担が合計で19,893千円(大分市は4,319千円)と、91.2%を占めている。一方、企業及び団体からの会費収入は、1,895千円と8.6%にとどまっている。企業及び団体との事業費の負担割合を見直すことを提案することが望まれる。	県及び関係市町による環境保全活動等に賛同した企業・団体等が会員となっている状況を踏まえ、会員企業等の負担額を増額した場合、会員数が減少する可能性があるため、会員企業等の増加につながる取組の強化を事務局へ提案するなど、事業費全体に占める会員企業等の負担割合の増加に向けて、協議を行うこととした。	ごみ減量推進課	
26	157	意見 26	中小企業退職金共済掛金補助金	補助件数を評価指標としているが目標値を設定していない。下記にもある「従業員5人未満の事業者の割合を80%とする」ことを達成できるような目標値を定めることが望ましい。	令和4年に実施予定の「第15回大分市勤労者実態調査」の結果により事業継続の必要性を判断した上で、目標値を「退職金制度を設けている従業員5人未満の事業者の割合を80%とする」ことについて検討することとした。	商工労政課	
27	158	意見 27	中小企業退職金共済掛金補助金	個別評価に記載されている80%という高い数値を目標とするならば、現行の特定退職金共済の補助の拡充や、中小企業退職金共済への補助も新たに設けることを検討すべき。	令和4年に実施予定の「第15回大分市勤労者実態調査」の結果により事業継続の必要性を判断した上で、現行の特定退職金共済の補助の拡充や、中小企業退職金共済への補助も新たに設けることを検討することとした。	商工労政課	
28	163	意見 28	大分七夕まつり補助金	大分商工会議所で保管している「大分市まつり振興会伝票綴」を確認したところ、補助金額の決定や確定の処理は適切にされていたものの、収支計算書がない事業、事業費領収書(写)がない支出、宛名に誤りのある書類が確認された。今後は細部に係る処理まで適切に行うよう指導する必要がある。	「大分市まつり振興会」に対し、収支計算書や事業領収書(写し)等の補助金根拠資料の細部に係る処理まで不備が無いよう指導するとともに、実績報告提出時には適切な処理が行われているか十分に確認することとした。	商工労政課	
29	163	意見 29	大分七夕まつり補助金	監事による会計監査報告では「会計帳簿及び計算書類、いずれも適正に整備されており、当決算は正当であると認めました。」という記載があるものの上記のように不備が散見されていることから、適切に監査が実施されていないと判断できる。今後は適切な監査を実施されるよう徹底すべきであり、また実施できる者を監事に選任すべきである。また、可能であれば監事の監査範囲を会計のみならず、役員の職務の執行まで拡充するよう働きかけることが望ましい。	令和3年度から、「大分市まつり振興会」に対し、会計監査報告については帳簿及び計算書類の処理を十分に確認したのちに、会計監査報告への記載を行うよう指導することとした。なお、大分市まつり振興会の会則において、監事の監査範囲は会計を監査することと定められているため、今後も適切な監査報告が実施されるよう指導する中で、十分に確認を行うこととした。	商工労政課	

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				
30	163	意見 30	大分七夕まつり補助金	業者選定については、随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を決定することが望ましいため、適切な業者選定が行われるよう指導されたい。 なお、これまで携わってきたことによるノウハウの蓄積があるという理由は、新規参入を妨げるものであり随意契約理由としては適当とはいえないため、注意されたい。	業者選定については明確な随契理由がある場合を除き、公正性の観点から複数者からの見積徴取が望ましいと考えられることから、可能な限り複数の見積徴取を行うよう指導助言することとした。	商工労政課	
31	163	意見 31	大分七夕まつり補助金	他の使途に流用されているかは不明ではあるが、そう判断されてもおかしくない支出がある。 但し、金額は僅少であり、当該支出が他に流用されていたとしても、補助金の額に影響はない。(補助金を超える額については主催団体の負担になっているため。)	補助金の使途については、他の使途へ流用しないことはもとより、今後は疑義が生じるような支出をしないよう指導した。	商工労政課	
32	171	意見 32	商店街活性化事業補助金	商店街団体においては法令等の規制はないが、役員が親族のみで構成されている団体もあった。 この点、公益法人や非営利型一般社団法人においては役員の親族規定があることから、親族のみで占められている団体は公益性があるとは一般的には言えない。 このため、団体の役員の構成については、より公益性が明確になるように、団体に助言指導されたい。	役員が親族のみで構成されている団体に対し、団体の役員の構成について、親族以外のものを役員とし、可能であれば会員以外の監事を置くなど、組織の公益性を明確にするよう指導助言を行った。	商工労政課	
33	172	意見 33	商店街活性化事業補助金	A商店街で16,200×50個で購入されている商品が、B商店街では15%値引きで33個購入されている(購入先は同じ)というケースがあった。このように同じ商品であるにも関わらず価格が違となると何かしらのキックバックがされているのではないかと疑いの余地が生じる。 しかし、本補助事業を開始した情勢下では、消毒薬、マスクなどの衛生消耗品の欠品や価格の乱高下が見られ、同一商品であっても価格が違うというのはいたしかたないと言える。 但し、今後については、適正な支出であることを担保するためにも、随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を選定するなどのルールが必要であると思われる。	業者選定については明確な随契理由がある場合を除き、公正性の観点から複数者からの見積徴取が望ましいと考えられることから、必要に応じ複数の見積徴取を行うよう事業者へ指導助言するとともに、今後は業者選定のルールについて整理することとした。	商工労政課	
34	172	意見 34	商店街活性化事業補助金	A商店街について商品の発注先からコロナウイルス対策をアピールする「のぼり」が寄贈されていた。 補助対象経費ではない「のぼり」の経費を補助対象とする商品の価格に上乘せされる可能性がないとは言えないため、補助対象経費の価格が適正であるか慎重な審査を行うことが望ましい。	事業計画書の提出時に補助対象経費に合致する事をより確実に精査するとともに、事業報告時においても価格が適正であるかこれまで以上に慎重な審査を行うこととした。	商工労政課	
35	172	意見 35	商店街活性化事業補助金	コロナウイルス対策で商店街への早急な支給が必要であったため致し方ないと言えるものの、団体の加盟店舗数に関わらず商店街団体に一律の補助上限額としており、公平な補助とは言えない。今後、同様の補助事業を実施する際には、加盟店数に応じて補助額を決めるなど公平性に留意した制度設計を行うことが望まれる。	本事業についてはすでに終了したが、同様の補助事業を新たに実施する際には、公平性の観点を留意した上で慎重に制度設計を行うこととした。	商工労政課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
36	172	意見	36 商店街活性化事業補助金	業者の選定について、随意契約理由が存在しない場合は、複数者による見積りを徴取の上、業者を決定することが望ましいため、適切な業者選定が行われるよう指導すべきである。 なお、過去に携わったことによりノウハウがあるなどの理由は随意契約理由として適当ではないので注意されたい。	業者選定については明確な随契理由がある場合を除き、公正性の観点から複数者からの見積徴取が望ましいと考えられることから、必要に応じ複数の見積徴取を行うよう事業者に指導助言するとともに、今後は業者選定のルールについて整理することとした。	商工労政課	
37	173	意見	37 商店街活性化事業補助金	A商店街へのHP作成の補助について、加盟店の紹介はあるものの、役員の紹介が多く含まれており、本来の目的に合致しないのではないかと誤解を招くおそれがあることから、事業報告において成果物を適切に検収し、十二分に精査する必要があると考える。	令和3年度からは、事業計画書の提出時に事業内容が補助金事業の目的に合致した内容であるかを精査することはもとより、事業報告時においても、成果物を慎重かつ適切に検収することとした。	商工労政課	
38	173	意見	38 商店街活性化事業補助金	目標設定を行っておらず、評価指標を用いて評価を実施することが望まれる。	「空き店舗率」や「商店街等の会員数」等の結果により本補助金の効果を随時検証してきたが、評価指標の個票には未記載であったため、令和3年度の事務事業評価より、商店街団体の会員数を評価指標として設定することとした。	商工労政課	
39	184	意見	39 商都復活支援事業補助金	決算書については、事実とは異なる書類である可能性がある。このため、法人税の申告書別表1又は所得税の確定申告書の第1表の写しを添付させることが望ましい。	商都復活支援事業補助金のメニューの一つである出店補助については、令和3年度から決算書に替え、「法人税の申告書別表1」又は「所得税の確定申告書の第1表の写し」の提出を求めるとした。	商工労政課	
40	184	意見	40 商都復活支援事業補助金	事業計画書について、正しくは配偶者が経営する事業で勤務しているにも関わらず、〇〇事業を開業(月商〇〇円)と記載されており、事実とは異なる内容が記載されていた。正しい内容の記載を徹底する必要がある。	申請書類については、内容に誤りがないか詳細なヒアリングを行っているところであるが、令和3年度から、申請者が事業計画書を作成する際は、軽微な誤りがないよう説明するとともに、申請書を収受する際に内容について十分確認することとした。	商工労政課	
41	184	意見	41 商都復活支援事業補助金	既存の事業を行っていた事業者の配偶者が新規で出店する場合は、申請する者が異なることから既存の事業とは異なり新規の事業であると判断し申請を受けるとの回答を担当者から受けた。このような申請については問題があるものではないが、既存の事業とは明確に区分して補助事業として採択するかを判断する必要がある。 名義が異なれば法人成り又は別法人を設立した事業者についても申請が可能となることから、このようなケースが生じた際には二重で補助することのないように慎重に判断する必要がある。	二重の補助を防ぐため、引き続き過去のデータを利用し申請者氏名、店舗所在地等を確認するとともに、詳細な聴き取りを行い、既存の事業と新規事業を明確に区分をした上で補助事業として採択するかをより慎重に判断することとした。	商工労政課	
42	185	意見	42 商都復活支援事業補助金	「事業実施報告書」に記載されている事業の成果が全て同一のものとなり、様式通りの内容を記載するのではなく、事業者は自分の言葉で報告をすべきである。	令和3年度から、様式通りの内容を記載したと誤解されることのないよう、実施内容について詳細な記載を求めるとした。	商工労政課	
43	185	意見	43 商都復活支援事業補助金	空き店舗率は解消しているが、中心市街地において空地や駐車場も増えていることから、異なる指標も今後は検討が必要になることが予想される。 また、中心市街地地域の建物の老朽化も見受けられることから入居者のみならずテナントオーナーへの不動産の維持管理への補助も検討しても良いのではないかとと思われる。	令和3年度から、空き店舗率に加え、別の評価指標（中央町・府内町間を往来する歩行者通行量）を設定することとした。 また、まちづくり会社や中心部の商店街団体の代表、不動産会社関係、行政等で構成されるエリアマネジメント研究会において、テナントオーナーに対する補助などについて引き続き研究することとした。	商工労政課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
44	190	意見 44	大分まちなか倶楽部運営費補助金	申請書類に添付されていた集計表には、補助対象外経費も含めた当該年度の収支決算の全てが記載されていた。補助金の算定に際しては、補助対象経費を精査した上で補助額を決定しているため、その処理自体に問題は無いが、算定ミスを防ぐために補助対象経費と対象外経費を分けた集計表を添付すべきと考える。	令和3年度から、補助金の算定に際して、補助対象経費を精査するうえで、算定ミスを防ぐために補助対象経費と対象外経費を分けた集計表を添付するよう指導した。	商工労政課	
45	190	意見 45	大分まちなか倶楽部運営費補助金	経費補助であるが、そもそも補助対象経費が大きすぎるため、結果として補助金の満額が支給されている。このため、負担割合等が適切な水準か判断することができない。また補助対象法人は営利法人であり、自己資本比率も60%超、当座比率も100%超あり財務状況及び資金繰りの観点からも特段問題は見受けられない。また内部留保できるだけ利益を計上できていることから、補助金額は多額であるとも判断できる。補助がなくても運営できるようになるべきであるため、法人の状況を見極めたうえで補助金額の見直しの検討が今後必要であると思われる。	㈱大分まちなか倶楽部については、今後行政の支援がなくとも運営していけるようになることが重要であることから、全国のまちづくり会社の事例を調査研究し、有益な指導助言を行うとともに、これまで同様財政状況に応じた適正な補助金額であるかを精査していくこととした。	商工労政課	
46	191	意見 46	大分まちなか倶楽部運営費補助金	目標設定を行っていない。株式会社大分まちなか倶楽部へ補助を出すことにより、どのような効果を期待し、それが結果としてどのように結びついているかを判断するためにも、何かしらの指標を用いて判断すべき。	㈱大分まちなか倶楽部は、中心市街地の活性化に関する法律に基づき設立されたまちづくり会社であることを踏まえ、令和3年度の事務事業評価より、大分市中心市街地活性化基本計画の目標値（空き店舗率、中央町・府内町間を往来する歩行者通行量）を評価指標として設定することとした。	商工労政課	
47	196	意見 47	歩行者天国実施補助金	交付要領の補助対象経費と、収支報告書の支出の項目が整合していない。証拠書類を一件ずつ補助対象経費として問題ないか精査した上で清算しているため、補助金を執行することについて問題は無いが、今後は補助対象経費と収支報告書の支出項目を揃えるべきである。	令和3年度から、補助対象経費と収支報告書の支出項目を揃えた集計表を添付するよう指導助言することとした。	商工労政課	
48	196	意見 48	歩行者天国実施補助金	「大分市中央通り歩行者天国推進委員会」設置規約で、「監事は委員会の会計を監査する」と規定されているため、今後は歩行者天国の会計にも監事の監査報告書を添付するよう努めるべきである。また、監事の監査範囲を会計のみならず、役員の職務の執行まで拡充するよう働きかけるべきである。	これまでも規約に基づき監査を実施していたが、実績報告時に監査報告書の添付がなかったため、令和3年度からは、監査報告書の添付をするよう指導した。なお、大分市中央通り歩行者天国推進委員会の設置規約において、監事の監査範囲は会計を監査することと定められているため、今後も適切な監査報告が実施されるよう指導する中で、十分に確認を行うこととした。	商工労政課	
49	197	意見 49	歩行者天国実施補助金	業者選定について、随意契約理由が存在する場合を除き、複数者による見積りを徴取のうえ、業者を決定することが望ましいため、適切な業者選定が行われるよう指導されたい。	業者選定については明確な随契理由がある場合を除き、公正性の観点から複数者からの見積徴取が望ましいと考えられることから、可能な限り複数者の見積徴取を行うよう指導助言することとした。	商工労政課	

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				内容
50	197	意見	50 歩行者天国実施補助金	令和元年度においては、荒れた天候に見舞われたことにより計画を下回る結果となった。 天候如何で実績が変動するため、他の指標を検討することも望まれる。	従来指標であった来場者数については天候如何で実績が変動するため、令和3年度から、商店街へのアンケート調査の結果（歩行者天国実施時に売上増と答えた店舗の割合）を評価指標として設定することとした。	商工労政課	
51	202	意見	51 大分市アートを活かしたまちづくり推進会議補助金	各種実務要領から、3月31日までに履行確認がとれる事業に対しては4月を超えて支払うことは問題ではないといえるが、期限があるのであれば、その期限を遵守するように求めるべきである。	支払期限があるものについては順守するよう求めることとした。	商工労政課	
52	216	意見	52 大分市企業立地促進助成金	増設・移設について 一部書類に未記載の助成対象者が散見される。 増設や移設については、事業規模の拡大を目的とするものでなければならず、生産計画の概要や過年度の実績に関する資料（決算書等）や事業計画書などを検討することにより事業規模が拡大するか否かを確認するべきである。	申請書類の記入例を作成し、記載漏れのないように企業への指導を徹底するとともに、提出時の書類チェックを強化することとした。また、大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直し、指定申請書提出時に決算書の提出を求めることとした。併せてソフトウェア業を営む企業等については、事業規模の拡大がわかるように、事業計画書の提出を求めることとした。	創業経営支援課	
53	216	意見	53 大分市企業立地促進助成金	事業規模の拡大について 移設や増設については、事業規模の拡大が要件となっている。 この事業規模の拡大については、どれだけ規模が拡大すればよいのか基準が明確になっていない。 事業規模の拡大について、明確な数値基準を設定するべきである。	本事業は「産業の振興」、「雇用機会の拡大」を目的として、事業規模を拡大するための移設や増設に対して助成を行うものであることから、引き続き、企業立地促進助成金については、生産計画の概要等で確認を行い、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転促進助成金については、事業拡大がわかる資料の提示を求める中、十分な審査を行い、運用していくこととした。	創業経営支援課	
54	216	意見	54 大分市企業立地促進助成金	交付（指定）に係る審査について 交付申請に際しては、交付申請書と事業計画書（指定申請書、建設計画の概要、資金計画の概要、生産計画の概要、原材料の取得計画の概要、工場用地見取り図及び工場配置図、その他参考となる資料等）、が添付されている。 しかしながら、交付申請書と事業計画書及びその添付書類について、必要事項の記載漏れや、未完成と思われる資料が散見された。 指定審査等に活用する重要な資料であるため、記載すべき事項・内容を漏れなく完全に作成するようにしなければならない。	申請書類の記入例を作成し、記載漏れのないように企業への指導を徹底するとともに、提出時に書類のチェックを強化することとした。	創業経営支援課	
55	216	意見	55 大分市企業立地促進助成金	事務事業の実施体制について 現状、企業立地関連の助成事業（企業立地促進助成金、情報通信関連産業支援助成金、本社機能移転支援助成金）の実施体制は、担当者2名で行われている。 本事業は、専門性が高く、事務の煩雑さが顕著であり、他都市と比較しても担当者2名により助成金の審査・支払業務を行うことは、業務量として過大である。 そのため、各々の業務に適切な人員を配置するなど、業務体制の見直しについて検討を行うことなどを踏まえ、早急にチェック体制の構築を図る必要がある。	事務処理を適正に遂行し、効率化を図るため、大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直すとともに、企業立地事業の強化を図るため、課内の業務分担の見直しを行い、必要な人員を配置した。併せて企業立地担当班内で業務を見直し、営業・誘致と審査・支払の担当を明確に分け、チェック体制を強化することとした。	創業経営支援課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
56	217	意見	56 大分市企業 立地促進助 成金	助成金に係 る審査事務 の実施体制 について	業務体制の見直しに当たっては、営業・誘致と審査の担当者は明確に分けることが望ましい。 営業担当者が審査業務も行うことになると客観的な審査が行われない可能性がある。	企業立地担当班内での業務を見直し、営業・誘致と審査の担当者を分け、審査業務を強化することとした。	創業経営支援 課	
57	217	意見	57 大分市企業 立地促進助 成金	交付申請に 係る審査手 続きについて	実質的に、従業員数と設備投資金額のみに偏重した審査が行われており、十分な審査が行われているとは言えない。 審査すべき事項を網羅的に抽出し、十分な審査を行い、その過程を明らかにする書式を作成すべきである。	大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直し、事業計画書や決算書の提出を求めるとともに、開始届、完了報告書に必要な資料が添付されているかどうかを判断するチェックリストを作成した。また、設備投資の内容を確認するため、現地立ち合いや企業ヒアリングを行うなど、十分な審査を行うこととした。	創業経営支援 課	
58	217	意見	58 大分市企業 立地促進助 成金	開始届、完 了報告に係 る審査手続 きについて	十分な審査をしたことを示す資料が作成されていない。 審査すべき事項を網羅的に抽出し、十分な審査を行い、その過程を明らかにする書式を作成すべきである。	十分な審査をしたことを示す資料が作成されていない。 審査すべき事項を網羅的に抽出し、十分な審査を行い、その過程を明らかにする書式を作成すべきである。	創業経営支援 課	
59	217	意見	59 大分市企業 立地促進助 成金	フォローアッ プ	当該助成金は、 (1)助成金の算定に係る新規雇用従業員の数は、助成金の額の決定の日から5年間これを下回らないこと(第9条第2項(1)) (2)市税を滞納しないこと(第9条第2項(2)) (3)交付事業によって、取得し又は効用の増加した財産は、交付事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること(指定通知書の条件) という条件が付されている。 上記の条件を満たしているか助成金確定後もフォローアップする必要がある。 フォローアップについては、実施されているようであるが、統一的なマニュアルや報告書式・検証書式等が整備されていない。フォローアップの過程を記録することが望ましい。	毎年10月に従業員調査を行い、企業が助成金の雇用要件を満たしているかを確認するとともに、助成金確定後、事業拡大の支援及び交付状況の確認に係るフォローアップのための企業訪問を行っており、訪問時のヒアリング内容に係る報告書の作成について徹底することとした。	創業経営支援 課	
60	218	意見	60 大分市企業 立地促進助 成金	指定通知書 の条件	市長は、指定を行うに当たり、次の条件を付すものとする。 (1)助成金の算定に係る新規雇用従業員の数は、助成金の額の確定の日から5年間これを下回らないこと (2)事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に事業休止(廃止)届(様式第3号)を提出すること (3)市税を滞納しないこと (4)その他市長が必要と認める条件を順守すること とある(第9条第2項)。 しかしながら、指定通知書には、(2)事業の休止(廃止)、(3)市税を滞納しないことについて、条件が記載されていない。 規則に列挙されている条件であるため、指定通知書にその旨を記載すべきである。	指定通知書の様式を統一し、全ての条件を明記したものを使用して交付することとした。	創業経営支援 課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
61	218	意見	61 大分市企業 立地促進助 成金	固定資産台 帳	助成対象となる設備投資は、土地、家屋、償却資産とされており、償却資産は、地方税法第341条第4号に規定する償却資産とされ、その償却資産について、対象となる償却資産は、助成金毎に定められている。 ここで、地方税法第341条第4号に規定する償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）とされている。 固定資産の取得と思われる内容であっても、法人の会計処理によっては、資産計上ではなく費用処理を選択することがあり、請求書等の内容だけでは、助成金の対象となる設備投資であるか否かは判断することはできない。 よって、助成対象の設備投資に該当するか否かを判断するためには、助成対象事業者から固定資産台帳の提出を求め、助成金確定にかかる審査に活用する必要がある。 しかしながら、固定資産台帳の提出が見られない事例が散見されたことから、今後は、固定資産台帳を活用した審査を徹底すべきである。	大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直し、その中で助成対象の設備投資に該当するか否かを判断するために固定資産台帳の提出を求め、審査を徹底することとした。	創業経営支援 課	
62	218	意見	62 大分市企業 立地促進助 成金	指定申請 書、開始報 告書、完了 報告書の様 式について	申請書等の様式が製造業を想定した記載内容となっており、その他の業種には該当しない記載事項が多い。反対に、製造業では重要ではないが、他の業種には重要な項目の記載がなされない等の弊害がある。 それぞれの業種に必要な事項が漏れなく記載されるように様式を見直すことを検討することが望ましい。	これまで業種に関わらず統一的に使用していた申請書等の様式について、記載項目が業種に応じたものとなるよう、業種ごとに様式を作成することとした。	創業経営支援 課	
63	219	意見	63 大分市企業 立地促進助 成金	新規雇用に 係る基準日	新規雇用者の算定の開始となる基準日については、大分市企業立地促進条例施行規則には明確な規定はないが、基準日を市役所に問合せ等の連絡を行った日にするという運用がなされている。しかしながら、この運用では客観的な検証を行うことが困難である。補助の申請を行うことを宣言した書面が提出された日にする等の客観的に検証可能な方法に改めることが望ましい。	基準日である事業開始日を明確にするため、大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直した。	創業経営支援 課	
64	219	意見	64 大分市企業 立地促進助 成金	助成金の目 的との整合 性について	本助成金については、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るという目的からは必要不可欠な助成金である。一方で、公平性の観点からは、非常に注意が必要な助成金である。 事業規模の拡大が確実に見込まれない場合は、産業の振興及び雇用機会の拡大は見込めず、単なる引越し費用の助成となってしまう、助成金の趣旨からは適切でない。 よって、事業規模の拡大については、決算書や事業計画書等の資料提出を求め、確認すべきである。	大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直し、その中で指定申請時に事業計画書や決算書の提出を求め、確認することとした。	創業経営支援 課	
65	219	意見	65 大分市企業 立地促進助 成金		予算の方向性が拡大とされている点について、大分市の経済の発展及び市民生活の向上の観点からは問題がない。しかしながら、現状でも膨大な事務作業と事業実施体制が著しく不均衡な状態にあることから、予算の拡大の前に、事業実施体制を充実させることが望まれる。	事務処理を適正に遂行し、効率化を図るため、大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直すとともに、企業立地促進事業の強化を図るため、課内の業務分担の見直しを行い、必要な人員を配置した。	創業経営支援 課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
66	235	意見 66	大分市情報 通信関連産 業支援助成 金	複数業種を 展開する企 業について	指定企業が複数の業種を展開する企業である場合、情報通信関連産業以外の業種についても助成金が交付されることになる。 これについて、情報通信関連産業支援助成金の趣旨・目的や助成金の公平性・公益性の観点から、どの範囲まで助成の対象として認めるのか取り扱いを明確にすることが望ましい。	複数業種を展開する企業について、ソフトウェア業、インターネット附随サービス業等を助成対象として明確にしていることから、助成金の趣旨・目的、公平性・公益性の観点から申請書類を十分確認し、企業とヒアリングを行いながら助成対象の範囲、妥当性について慎重に審査することとした。	創業経営支援 課	
67	235	意見 67	大分市情報 通信関連産 業支援助成 金	償却資産に 係る規定に ついて	補助対象となる設備投資は、事業所の新設に必要な土地、家屋及び償却資産（施行規則第2条(4)）となっている。 償却資産とは、地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、直接事業の用に供する償却資産であって、法人税法施行令第13条第3号、第7号及び第8号りに掲げる資産である（施行規則別表第2）。 ここで、地方税法第341条第4号に規定する償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）とされており、無形固定資産は含まれていない。しかしながら、同じく別表第2において、無形固定資産であるソフトウェアが助成対象の資産（法人税法施行令第13条第8号り）とされており、規則に矛盾が生じている。	補助対象となる設備投資のうち、償却資産について、無形固定資産であるソフトウェアを対象とする規則改正を行った。	創業経営支援 課	
68	235	意見 68	大分市情報 通信関連産 業支援助成 金	事業開始日 について	創業経営支援課では、事業開始日について、創業経営支援課では下記のように取り扱っている ① 実際に指定企業が事業を開始した日 ② 事業開始後であっても設備投資が完了した日 これについては、事業開始日について明確な規定がなされておらず、創業経営支援課の認識と申請企業にも認識に食い違いがみられる。 基準日については、変更ができないように基準を明確にして運用すべきである。	指定企業が実際に事業を開始した日を事業開始日とするよう基準を明確にするとともに、事業開始後の設備投資についても、事業開始報告書提出日までであれば対象経費とする規則改正を行った。	創業経営支援 課	
69	235	意見 69	大分市情報 通信関連産 業支援助成 金	正規雇用と 非正規雇用 について	情報通信産業支援助成金は、情報通信業又は学術研究、専門・技術サービスを営む企業にあっては、5人以上の正規雇用従業員の雇用が要件とされている。助成金の算定も、正規雇用と非正規雇用で差を設けている。 本来であれば、新規雇用者に係る資料を入手する場合は、正規雇用者であることを証する資料を入手すべきであるが、現状では、助成事業者に対する聞き取りのみで客観的に検証可能な資料による審査が行われていない。 正規雇用従業員と非正規雇用従業員で交付する助成金の金額が異なることから、正規雇用か非正規雇用かを確認するため、雇用契約書等の資料の提出を求めることが望ましい。	正規雇用か非正規雇用かを確認するため、大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直し、雇用契約書の提出を求めることとした。	創業経営支援 課	

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				
70	236	意見	70 大分市情報 通信関連産 業支援助成 金	請求書について 徴求した請求書の中に、注文者の氏名、届け先が補助対象者の代表者の個人名となっているものや届け先の住所が大分事業所ではなく、また、本社の住所でもなかったのがみられた。 設備投資については、現地にて現物確認を行っているが、開始報告書に写真の添付がない。実際に事業の用に供されている事について証拠を残すためにも写真を添付する必要がある。 助成金は法人に対して行われるものであることから、助成金の流用等の不正を防止するために現地で写真を撮るなど、客観的な証拠書類を添付すべきである。	大分市企業立地助成金事務マニュアル及びチェックシートを見直し、その中で現物の写真を添付することとした。特に会社設立前に取得した設備については代表者個人名になっていることがあることから、そのような場合は現地立ち合いを行い、請求書と現物の確認を行うことで助成金が適切に使用されていることを確認することとした。	創業経営支援 課	
71	250	意見	71 大分市本社 機能移転促 進助成金	助成金について 本社機能移転促進助成金は、地域再生法施行規則第8条1号及び第2号に規定する施設に限る(規則第6条(1))とされている。 上記の点について、監査対象となったすべての補助対象者について、いわゆる本社機能以外に係る新設等の設備投資や運営経費についても助成金が交付されている。 同様に、新規雇用についても、本社機能に係る業務に従事しているかは聞き取りによっており、広報や営業等の本社機能に係る業務には関係の薄いと思われる従業員に対しても助成金が交付されていた。 この取扱いについて、明確な規定等が存在しないことから、適切か否かを判断することができないが、どの範囲まで助成を認めるのか、助成金の目的・趣旨、公平性・公益性の観点から明確に規定することが望まれる。 新規雇用についても、本社機能に係る業務のみに従事する必要があるのか、兼務でも良いのか明確な規定が存在しないため、助成の範囲を明確にすることが望まれる。	大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直し、本社機能移転促進助成金の助成対象となる設備投資及び新規雇用者の範囲を明確にした。	創業経営支援 課	
72	250	意見	72 大分市本社 機能移転促 進助成金	申請者と補助対象の設備について 申請者と補助対象の設備について、下記の事項について、詳細な検討を行う必要があるため、審査の過程を客観的に判断できる資料を作成するべきである。 ① 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者であるか否かについて ② 本社機能移転促進助成金は、地域再生法施行規則第8条1号及び第2号に規定する施設に限る(規則第6条(1))とされているが、要件を満たす計画か否か。	審査の過程で客観的に判断できるよう、大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直し、申請時の必要書類として、事業計画書や組織図等を求めることとした。また、地域再生法施行規則に規定する「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者」を対象とする本助成金の要件を見直し、部門による要件を設定する中で公平かつ適切に助成できるよう、令和4年度以降を目途に規則を改正することとした。	創業経営支援 課	
73	250	意見	73 大分市本社 機能移転促 進助成金	償却資産に係る規定について 補助対象となる設備投資は、事業所の新設に必要な土地、家屋及び償却資産(施行規則第2条(4))となっている。 償却資産とは、地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、直接事業の用に供する償却資産であって、法人税法施行令第13条第3号、第7号及び第8号りに掲げる資産である(施行規則別表第2)。 ここで、地方税法第341条第4号に規定する償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)とされており、無形固定資産は含まれていない。しかしながら、同じく別表第2において、無形固定資産であるソフトウェアが助成対象の資産(法人税法施行令第13条第8号り)とされており、規則に矛盾が生じている。	補助対象となる設備投資のうち、償却資産について、無形固定資産であるソフトウェアを対象とする規則改正を行った。	創業経営支援 課	

番号	報告書 ページ	意見		内容	措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目					
74	251	意見	74 大分市本社 機能移転促 進助成金	正規雇用と 非正規雇用 について	本社機能移転支援助成金は、正規雇用と非正規雇用で助成金の算定に差を設けている。 本来であれば、新規雇用者に係る資料を入手する場合は、正規雇用者であることを証する資料を入手すべきであるが、現状では、助成事業者に対する聞き取りのみで客観的に検証可能な資料による審査が行われていない。 正規雇用従業員と非正規雇用従業員で交付する助成金の金額が異なることから、正規雇用か非正規雇用かを確認するため、雇用契約書等の資料の提出を求めることが望ましい。	正規雇用か非正規雇用かを確認するため、大分市企業立地助成金事務マニュアルを見直し、雇用契約書の提出を求めることとした。	創業経営支援 課	
75	256	意見	75 大分県ポートセールス実行 委員会負担金		負担金については、大分県ポートセールス実行委員会の予算に基づき決定されており、予算の決定について大分市として関与している。 金額については、合理的か否かを判断する根拠は存在しないものの、予算の大半を県と市(2:1)が負担することになっている。 県と市との負担割合については、長年の慣例となっており協定等はない。 負担金であるため法令又は契約に基づく必要があるが、大分県ポートセールス実行委員会設置要綱には、会費の負担については触れられていない。 県との負担割合についても長年の慣例となっており、速やかに協定書を締結する必要がある。	大分県ポートセールス実行委員会事務局である大分県との協議により、大分県ポートセールス実行委員会設置要綱において、当該実行委員会に対して負担する大分県と大分市の負担金については、その都度協議して定めることを新たに規定する一部改正を行うことを確認した。 また、世界情勢や海運を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるように、適切な県との負担割合について、引き続き協議を行い、必要に応じて見直すこととした。	創業経営支援 課	
76	256	意見	76 大分県ポートセールス実行 委員会負担金		大分県ポートセールス実行委員会は市と県から受け取った補助金を、大分港大在コンテナターミナルの利用促進のために使用している。 その中で、利用転換促進助成事業、集荷促進対策事業として貨物集荷に対して助成事業を行っている。 大分県ポートセールス実行委員会の目的は、大分港大在コンテナターミナルを国際的物流拠点として発展を目指して、県と市、民間が一体となってポートセールスを行う事である。 にもかかわらず、予算の97%程度が市と県からの補助金で運営されており、民間の会員からの負担は3%程度となっている。 実行委員会における事業のさらなる推進に向けて、事業効果の検証を始め、今後の事業の方向性、民間事業者に対する負担金のあり方等について、県、市、船社・開運取扱業者で構成されるワーキンググループを活用するなど、大分大在コンテナターミナルに関係する民間事業者からこれまで以上に協力が得られるよう、事務局である大分県に働きかけることが望ましい。	民間事業者の取りまとめを行っている大分県国際物流推進協議会からこれまで以上に協力が得られるよう、貿易実務講座やビジネスセミナーの開催など、会員増加や組織の活性化に繋がる事業の実施について、大分県ポートセールス実行委員会事務局である大分県に働きかけた。	創業経営支援 課	
77	257	意見	77 大分県ポートセールス実行 委員会負担金		当該事業の目的は、大分港大在コンテナターミナルの東九州における国際的な物流拠点としての発展である。 目的を達成するためには、大分市や周辺地域への企業集積、その他インフラ等総合的な課題に対処していく必要がある。 大分市の経済発展、ライバル港との競争(博多、北九州等)等の観点からは、継続していく必要がある。 負担金の金額についても、目的の達成に必要であれば費用対効果を見極め再検討が必要である。	現在、他の港から大分港大在コンテナターミナルへの利用に切り替えた場合等に利用者に対して助成を行っているが、今後は、一層の利用促進を図るため、これらの助成事業の利用実績や費用対効果を検証しながら、世界情勢の変化や利用者のニーズに合わせて事業内容や負担金等の見直しを行うなど、より効果的かつ効率的なポートセールスを進め、東九州における国際物流拠点としての地位確立を目指していくことを大分県ポートセールス実行委員会事務局である大分県と確認した。	創業経営支援 課	

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				
78	263	意見 78	大分市MICE開催補助金	<p>補助対象者はMICE主催者に限定されている。 申請者の要件に、 国、地方公共団体その他の機関が主催又は共催となっていないこと 国、県、その他の機関から同様の補助金を受けていないこと 営利を目的としていないこと 反社会的勢力でないこと となっている。(要綱第3条第2項) これについては、口頭で確認を行っているが、口頭のみでは十分な審査が行われたことが確認できない。十分な審査が行われていたことを明確にするためには、審査の過程を書類で残すべきである。 また、申請者から確認書のような形で文書の提出を受ける方がより実効性があると思われる。</p>	申請時に要綱に基づく申請者の要件に係る誓約書の提出を受けることとし、その書面をもって審査を行うこととした。	おおいた魅力発信局	
79	263	意見 79	大分市MICE開催補助金	<p>申請者の要件に 国、地方公共団体その他の機関(第3条2項(1))、 国、県、その他の機関(第3条2項(2)) となっているが、(1)と(2)の違いが不明であり、その他が何を意味するのかが明確でない。具体的に例示列举することが望ましい。</p>	要綱に規定する申請者の要件について、第3条第2項第1号を「国又は地方公共団体が主催し、又は共催するもの」とし、同項第2号を「国、県又は公益社団法人ツーリズムおおいたから同様の趣旨の補助金等の交付を受けているもの」と改正し、明確化した。	おおいた魅力発信局	
80	264	意見 80	大分市MICE開催補助金	<p>支出負担行為決議書、必要書類によって決裁を受けてはいるものの、審査の過程は不明である。 交付決定通知書について、市長は必要な条件を付すことができるとされている(第7条)が、交付決定通知書には何らの条件も付されていない。 要綱を順守すること、国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けることとなった場合は、速やかに連絡を行う事等の条件があるため、交付決定通知書には、必要な条件を記載すべきである。</p>	要綱に基づき、交付決定通知書に必要な条件を記載することとした。	おおいた魅力発信局	
81	264	意見 81	大分市MICE開催補助金	<p>経済波及効果の観点から、MICE開催の準備作業や理事会出席に伴う宿泊、アフターコンベンション参加による宿泊もMICE参加にかかる延べ宿泊者数として幅広くカウントしている。 そのため、開催日の前々日、前日からの宿泊や、開催最終日の宿泊が延べ宿泊者数としてカウントされている事例も見られる。 延べ宿泊者数によって交付する補助金の金額が設定されていることから、延べ宿泊者数の計算について基準が明確でないことは望ましくない。 MICEの経済効果と補助金の公平性の観点から、どの範囲までカウントが可能なのか明確にすることが望ましい。</p>	延べ宿泊者数の計算について「MICE開催の準備作業、理事会開催等に伴う宿泊」を含む旨、明確化することとした。	おおいた魅力発信局	
82	264	意見 82	大分市MICE開催補助金	<p>審査等が十分に行われたことを示す資料は残っておらず、要件を満たすものであるのかどうかを検討した審査資料を作成すべきである。 何をどのように審査したのか示す資料が無ければ、上席の審査、承認手続きが問題なく行うことができたのか疑問である。 また、第三者の検証も行うことができない。 以上の事から、審査の過程を明確にする資料の作成が必要である。</p>	交付申請書及び実績報告書の受付時において、審査資料となる調書を作成することにより、これまで以上に審査の過程を明確化し、確認できるようにした。	おおいた魅力発信局	

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				
83	264	意見 83	大分市MICE開催補助金	大分市でのMICE開催により地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図るという目的からは、継続することについて問題はない。しかしながら、過去3年は、予算に対し補助金の利用実績が低く推移している。利用件数も、2件～3件と少ない。 おおいた魅力発信局の方針として、大分市の開催場所や宿泊施設等からは大規模のMICEの開催は現実的ではないため中小規模のMICE誘致に絞っているとのことであるが、大分市の地域経済の活性化の観点からは、さらに積極的な誘致に向けた思い切った施策が望まれる。 補助の要件に、九州大会以上の規模であること延べ宿泊者数が50人以上とされている。大分市としての受入れキャパシティや他の自治体との競合等を考慮しながら、要件の緩和も含めた補助制度の見直しを検討することが望まれる。	令和3年度については、特例措置としてMICEの開催に係る感染症対策のための経費について補助を実施するなど、補助制度の見直しを行った。また、令和4年度以降も大分市としての受入れキャパシティや他の自治体との競合等を考慮しながら、必要に応じて補助制度の見直しを行うこととした。	おおいた魅力 発信局	
84	271	意見 84	「おおいたの幸」ブランド化 支援事業補助金	補助金額は他市町村での実績を参考に補助金額・補助率を設定している。しかし実際には、予算を使い切っていない申請が多く、金額などは適切な水準であると言えるが、推進品目が2/3補助に対して、それ以外は補助率が1/2と負担割合が低いため、結果として自己負担割合が相対的に大きくなり、申請金額を上げられない可能性がある。 また、条件としての大分市産農林水産物を原材料として使用する必要があるが、それらを用いた加工品の開発が限定的であり、予算を使い切れない要因の一つとなっている。 具体的な大分市産農林水産物のPRを強化するなどして、より普及に努めていくことが望ましい。	令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、推進品目を廃止して補助率を一律4/5に引き上げたところであり、次年度以降については、推進品目や補助率の設定を含め、「おおいたの幸」ブランド化推進会議等において検討することとした。 また、本補助金が有効に活用されるよう、今後も引き続き、事業案内時に大分市産水産物のパンフレットを付して案内するほか、セミナーの開催や関係課が連携した様々な取組を通じて大分市産農林水産物の周知に努めることとした。	農政課	
85	276	意見 85	農福連携推進支援事業費 補助金	農林水産業に寄与する目的であったが、平成30年度以降事業の利用が無く、令和2年度以降廃止が決定している。 このような状態になる前に、毎年の事業評価を徹底的に、スピード感を持って行うべきであった。	補助金交付事業について、事務事業評価を適切に行う中で、利用実績等の状況等に応じて、廃止すべき状況が生じた場合は、速やかに対応することとした。	生産振興課	
86	282	意見 86	農産物認証推進支援事業 費補助金	予算をほとんど使い切っておらず、用途や金額に補助対象者のニーズとの不一致が考えられる。実際、消費者がGAPを知らないため、GAP認証が付加価値にならず、メリットを感じてない生産者が多い。 補助事業の周知徹底と併せて、認証制度そのものの有用性について周知を図るべきである。	生産者に対する補助事業の周知と併せて、GAPがあたえる経営改善効果や取組事例を紹介し、認証制度そのものの有用性についても周知を図った。	生産振興課	
87	302	意見 87	大分港清港会交付金	昭和52年度より、大分市は港湾ごみや周辺施設の汚れの原因者としての立場から交付金の拠出を開始している。また、港湾清掃により市民の憩いの場が創出されているほか、清掃範囲は市道も含まれており、大分市は間接的に便益を受けていると考えられる。従って、負担金としての拠出が適切であるとされる。	大分港清港会に対して協議を行う中で、拠出根拠を明確にするため、令和4年度からの負担金としての拠出及び協定書の締結に向けて、調整を図ることとした。	河川・みなと 振興課	
88	302	意見 88	大分港清港会交付金	請求書に基づき支給されているものの、そもそもの協定書等が存在しないため、相手方と協定書等を締結する必要があると考える。			

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				
89	308	意見 89	子育て世帯の住み替え支援家賃補助金	条件である大分市税の滞納がないことは確認済みだが、大分市外からの転入者については、転入前市区町村における税の滞納がないことを確認していないことから、税情報がない期間は、転入前の市区町村税の滞納状況を確認することが望ましい。	令和3年度からは、要綱を改正し転入前の市区町村税の滞納状況を確認することとした。	住宅課	
90	309	意見 90	子育て世帯の住み替え支援家賃補助金	公募に応じていない空き家増加団地・人口減少団地から、緑が丘団地への住み替えのケースが発生しているが、ルール上は問題は無いものの、今後新制度を作る場合は転入元地域の要件設定等について都市計画部局等と連携して検討することが重要である。 また、少子高齢化が進行している団地を活性化する目的からすると、転勤族などの一時的な住居も趣旨に沿ったものと考えられるが、再度の転勤により転出することを考えると、一定期間居住することを条件とするなど、居住要件を設定することが望ましい。	子育て世帯の住み替え支援家賃補助金については令和3年度で事業を終了するため、今後、同趣旨の制度を新たに設計する場合は、転入元地域の要件設定や居住要件の設定等について都市計画部局等と連携して検討することとした。	住宅課	
91	309	意見 91	子育て世帯の住み替え支援家賃補助金	事務事業評価の評価指標の設定において、事業の計画・目標値を定めておらず、目標設定と実績の分析が出来ない状態にある。補助金額等から積算して予算を作成している以上は記入すべきである。	令和3年度の事務事業評価より、評価指標として補助世帯数を定め、適切に評価を行うこととした。	住宅課	
92	315	意見 92	大分いこいの道協議会交付金	経費報告書のみで領収書や写真、議事録などの確認は行っていない。 予算の範囲内で資金の流用を行っているため流用処理すべきところを、補正予算処理してしまっており、協議会において、手続き上のミスが生じているが、きちんと決裁を受けており、問題は認められない。	令和3年度より、予算の流用が必要な場合において、適切に流用処理を行うよう協議会に指導するとともに、会計監査で報告を受ける際は領収書等の確認を行うこととした。	まちなみ企画課	
93	315	意見 93	大分いこいの道協議会交付金	繰り返し流用を行っていたものの、予算の範囲内であるため決裁をして交付決定を行っている。 また、臨時に保険金収入が発生しているものの、その分についても全て流用して使い切っており、当初予算との乖離が頻繁なものとなっている。 当初予算との乖離の理由が明確でないものは、予算執行体制そのものを乱すことになるため、交付決定の段階で予算書などの申請書類とのチェックを詳細に行うことが望ましい。	令和3年度より、協議会による当初予算と実際の支出が大きく異なることのないよう、交付申請時に申請書類のチェックを徹底するとともに、協議会が当初予算を編成するに当たっては、実施事業の内容について十分に精査を行うこととした。	まちなみ企画課	
94	315	意見 94	大分いこいの道協議会交付金	ボランティアサポーターを増やすことが目標となっており、本来のいこいの道の活性化が目標になっていないように見える。主催イベントの参加人数などに指標を変えるべきである。	令和3年度の事務事業評価より、評価指標として協議会主催イベントの参加人数などを加え、適切に評価を行うこととした。	まちなみ企画課	

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目				
95	325	意見 95	木造店舗等耐震化促進事業補助金(改修)	3年間該当者がおらず、補助事業の仕組みが市民のニーズとマッチしていない可能性が高い。金額、負担割合等の見直しが必要と考える。	開発建築指導課		
96	325	意見 96	木造店舗等耐震化促進事業補助金(改修)	3年間該当者がおらず、公益性は高いと思われるものの継続すべきかの課題が残る。補助制度の活用が図られるよう、市の耐震化施策とのバランスを考慮した上で、補助金額・補助要件の見直しを検討することが望ましい。			
97	325	意見 97	木造店舗等耐震化促進事業補助金(改修)	周知・広報に当たっては、該当しそうな木造店舗(市内21軒)を戸別訪問したが、補助制度自体を知らない、自己負担が生じる等経済的な理由や、所有者の高齢化や継承者の不在等の理由で実際には申請はゼロ件であった。また、個人宅の耐震化に関する補助制度の説明会、市内の木造建物21万世帯に配布途中であり、耐震化補助に関するチラシにも掲載しているが、申請などは行われていない。従って、周知・広報活動そのものは適切に行われていると判断できるが、制度設計が市民ニーズにマッチしていない可能性が高い。			対象となる店舗に対する本補助制度の周知を行うとともに、補助制度に対するニーズ調査を行う中で、令和4年度以降の補助金額、負担割合等の見直しについて検討することとした。
98	325	意見 98	木造店舗等耐震化促進事業補助金(改修)	地震発生時の被害防止は公益性・緊急性ともに高いが、3年間一度も事業が実施されておらず、また、その間の人件費コストは発生してしまっている。市民の安全・安心のために、スピード感を持って、事業を積極的に見直すべきである。			
99	330	意見 99	木造住宅防災ベッド設置事業補助金	3年間該当者がおらず、補助事業の制度そのものが市民のニーズとマッチしていない可能性が高い。補助制度の活用が図られるよう、市の耐震化施策とのバランスを考慮した上で、補助金額、補助要件の見直しを検討することが望ましい。	開発建築指導課		
100	331	意見 100	木造住宅防災ベッド設置事業補助金	3年間該当者がおらず、公益性の観点が高いと思われるが、市民ニーズとマッチしていないことを考慮すると、継続すべきかの課題が残る。内容・金額・要件の見直しが必要と考える。			本事業は、金銭的な理由等により建物の耐震改修の実施が困難な市民に対して、地震発生時に命を守るための施策として重要であり、補助金に関する相談や問い合わせ等を受けるなど、市民ニーズもあることから、他の耐震化施策とのバランスを考慮した上で、本事業を継続することとした。今後も引き続き、市民ニーズを把握する中で、補助金額、補助率、補助要件等について必要に応じて見直しを行うこととした。
101	331	意見 101	木造住宅防災ベッド設置事業補助金	周知・広報に当たっては、個人宅の耐震化に関する補助制度の説明会、市内の木造建物21万世帯に配布途中であり、耐震化補助に関するチラシにも掲載しているが、申請などは行われていない。周知・広報活動そのものは適切に行われていると判断できるが、制度自体が市民ニーズにマッチしていない可能性が高い。			
102	331	意見 102	木造住宅防災ベッド設置事業補助金	地震発生時の被害防止は公益性・緊急性ともに高いが、3年間一度も事業が実施されておらず、また、その間の人件費コストは発生してしまっている。市民ニーズとの乖離、他の耐震施策への集中、新たなメニューの追加などを考慮して、廃止を検討すべきである。			

番号	報告書 ページ	意見		措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目			
103	341	意見 103	おおいた人とみどりふれあ いいち補助金	<p>これまでに、開催時期の見直しをはじめ、ステージの設置、行事内容などの見直しを行っているものの、長期にわたり開催内容に大きな変化は見られないため、実施内容、事業費、開催時期の見直しについて検討すべきである。また、共催の大分市緑化推進事業協会が担当しているイベント開催期間中の展示販売は、協会に加盟した業者等が応分の負担の上で参加する中、庭園、花木、果樹苗木、花苗などに加え、来場者のニーズにより住宅関連資材などの展示販売も増えてきている。</p> <p>当該展示販売に係る経費は、補助対象外経費であるものの、緑化を目的とするイベントであることを踏まえ、緑化関連の展示販売を充実させるなど、出店業者等の見直しを行うよう事業協会に働きかけることが望ましい。</p>	公園緑地課	
104	342	意見 104	おおいた人とみどりふれあ いいち補助金	<p>大分市の「緑化」を推進するイベントであり、市民ニーズがあるとしてもその目的から外れることは補助金の趣旨に反する。従って、「緑化」に関連するイベントや出展業者を厳選しつつ、従来の期間などを柔軟に改革することで、より多くのイベントや出展業者、そして市民が集まるように改革を進めると良いと思われる。</p>		
105	351	意見 105	中型自動車免許および準中 型自動車免許取得費用助 成金	<p>大分市上下水道局に在籍する職員が、中型自動車免許または準中型自動車免許を取得することをもって事業成果としている。</p> <p>事務事業評価個表が存在せず、補助金等の事務事業評価は行うべきである。</p>	上下水道局総 務課	
106	354	意見 106	大分市上下水道局鉛給水 管取替工事助成金	<p>補助対象者が、鉛給水管取替工事を行うことをもって事業成果としている。</p> <p>事務事業評価個表が存在せず、補助金等の事務事業評価は行うべきである。</p>		
107	359	意見 107	上水道未整備対策支援事 業補助金	<p>補助金事業開始当時の平成27年度における補助事業対象工事費は、1件あたり約148万円であった。ところが、令和元年度における同工事費は、1件あたり約46万円である。工法や部材等の違いは、当然にあると考えらえるところ、平成27年度と令和元年度における1件当たりの同工事費は、102万円下落している状態となっている。</p> <p>現在まで、補助金の予算額と決算額とが大きく乖離している状態が続いており、金額の適切性を見直しを検討すべきである。</p>	上下水道局水 道整備課	
108	359	意見 108	上水道未整備対策支援事 業補助金	<p>上水道未整備地域に居住する者が、単独または共同で給水施設を設置等することをもって事業成果としている。</p> <p>事務事業評価個表が存在せず、補助金等の事務事業評価は行うべきである。</p>		